

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

農産課

【告示】

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 道路の区域変更

道路整備課

【公告】

○ 土地改良区の定款変更の認可
○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効

耕地課

治山課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第五十八号

岡山県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県卸売市場条例施行規則（昭和四十七年岡山県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「資本又は出資」を「資本金又は出資金」に改め、同条第二号中「業務」を「並びに業務」に改める。

第九條第一号中「資本又は出資の金額」を「資本金又は出資金の額」並びに「定款・登記簿抄本」を「定款、登記簿抄本」に改める。

「(5) 最近2年間の決算書類（貸借対照表、損益計算書、損益金処分書及び財産目録）」

「(6) 最近2年間の決算書類（貸借対照表又は財産目録及び損益計算書等）」

(6) 市場の敷地又は施設が他人の所有に属するときは、これらを使用することについて申請者が権原を取得していること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」

を。

第九條第一号の二中「資本又は出資の金額」を「資本金又は出資金の額」並びに「登記事項証明書」を「登記簿抄本」に改め、損益計算書、損益金処分書及び財産目録」を「又は財産目録及び損益計算書等」に改める。

第九條第三号中「資本又は出資の金額」を「資本金又は出資金の額」に改め、損益計算書、損益金処分書及び財産目録」を「又は財産目録及び損益計算書等」に改める。

第九條第四号中「を譲受ける」を「の譲受ける」に改め、「申請者」に「」、損益計算書、損益金処分書及び財産目録」を「又は財産目録及び損益計算書等」に改め、「事業計画書」を「事業計画書」に改め、「譲渡契約書」を「譲渡契約書」に改め、「不要」を「不要」に改める。

第九條第六号中「資本又は出資の金額」を「資本金又は出資金の額」に改め、「合併予定年月日」を「合併年月日」に改め、「による届出書」を「に規定する届出書」に改め、「(合併)」を「(最近2年間の実績及び合併)」に改める。

第五條七号の二中「資本又は出資の金額」や「資本金又は出資金の額」及び「商法（明治32年法律第48号）第374条の規定による分割計画書又は同法第374条の17の規定による分割契約書」や「吸収分割契約書又は新設分割計画書」及び「（分割）」や「（最近2年間の実績及び分割）」と改める。

様式第十六号、様式第十九号及び様式第二十号中「、損益計算書、損益金処分書及び財産目録」や「又は財産目録及び損益計算書等」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

セントラル歯科・矯正歯科

笠岡市笠岡二六二九一

歯科矯正

平成二十八年十一月一日

平成28年11月8日 岡山県公報 第11837号

◎岡山県告示第五百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道

二 路線名 倉敷清音線

三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市阿知一丁目四一四番一五地先から 倉敷市阿知一丁目四一四番一地先まで	新	三三・七〇 四二・八	三・五
倉敷市阿知一丁目四一四番一五地先から 倉敷市阿知一丁目四一四番一地先まで	旧	三七・一〇 四三・三	三・五

平成28年11月8日 岡山県公報 第11837号

〔四五九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年十一月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾土地改良区

二 認可年月日

平成二十八年十一月一日

平成28年11月8日 岡山県公報 第11837号

〔四六〇〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成二十八年十一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	生産事業者		住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
	氏名又は名称	住所			
三四二	船越 津義	新見市菅生一七九番地	幼苗以外の苗木育成	船越津義苗畑住所地に同じ	
三五一	渡邊 勇	新見市大佐大井野一一二四番地	幼苗以外の苗木育成	渡邊勇苗畑住所地に同じ	
三五六	安藤 立三	新見市大佐小南一〇三〇番地	種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の苗木育成	安藤立三苗畑住所地に同じ	
阿新二二	宮脇 繁	新見市哲多町成松一一五五	種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の苗木育成	宮脇繁苗畑住所地に同じ	